

人事行政の運営等の状況を公表します（令和3年度版）

習志野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、職員の任用、給与状況、勤務条件等、人事行政の運営等の状況について公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員採用の状況

①正規職員

令和3年4月1日現在			令和2年度		
採用試験	選考	合計	採用試験	選考	合計
43人	21人	64人	47人	15人	62人

(注)選考は、任期付職員及び千葉県教職員からの転入

②第2号会計年度任用職員

令和3年4月1日現在			令和2年度		
採用試験	選考	合計	採用試験	選考	合計
0人	197人	197人	0人	205人	205人

(2)退職者の状況

①正規職員

(令和2年度)

定年退職	勸奨退職	死亡退職	普通退職	その他	合計
21人	5人	2人	15人	16人	59人

(注)その他は、任期付職員及び千葉県教職員への転出

②第2号会計年度任用職員

(令和2年度)

任期満了	普通退職	死亡退職	その他	合計
32人	9人	0人	0人	41人

(3)－1 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減要因	
		令和3年	令和2年			
普通会計部門	議会	10	10	0		
	一般行政部門	総務企画	160	161	△1	業務の縮小
		税務	56	54	2	業務増対応
		民生	283	280	3	業務増対応
		衛生	93	94	△1	技労職退職者不補充
		労働	0	0	0	
		農林水産	6	5	1	区分変更(商工より)
		商工	9	10	△1	区分変更(農林水産へ)
		土木	118	117	1	業務増対応
	小計	735	731	4		
	教育部門	327	333	△6	業務の縮小	
	消防部門	207	206	1	業務増対応	
	小計	1,269	1,270	△1		
営企業等	水道	29	30	△1	区分変更(その他へ)	
	下水道	30	30	0		
	その他	109	107	2	区分変更(水道・普通会計部門より)	
	小計	168	167	1		
合計	1,437	1,437	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.0人		
		【1,837】	【1,837】	【0】		

(注)・職員数は、教育長を除く一般職に属する職員数、第2号会計年度任用職員は含まない。

・【 】内は、条例定数の合計

・令和3年3月31日時点住民基本台帳人口175,301人

(3)－2 第2号会計年度任用職員数の状況（令和3年4月1日現在）

事務	35
医療	21
保育	53
福祉	17
教育	71
合計	197

④一般行政職の級別職員数の状況

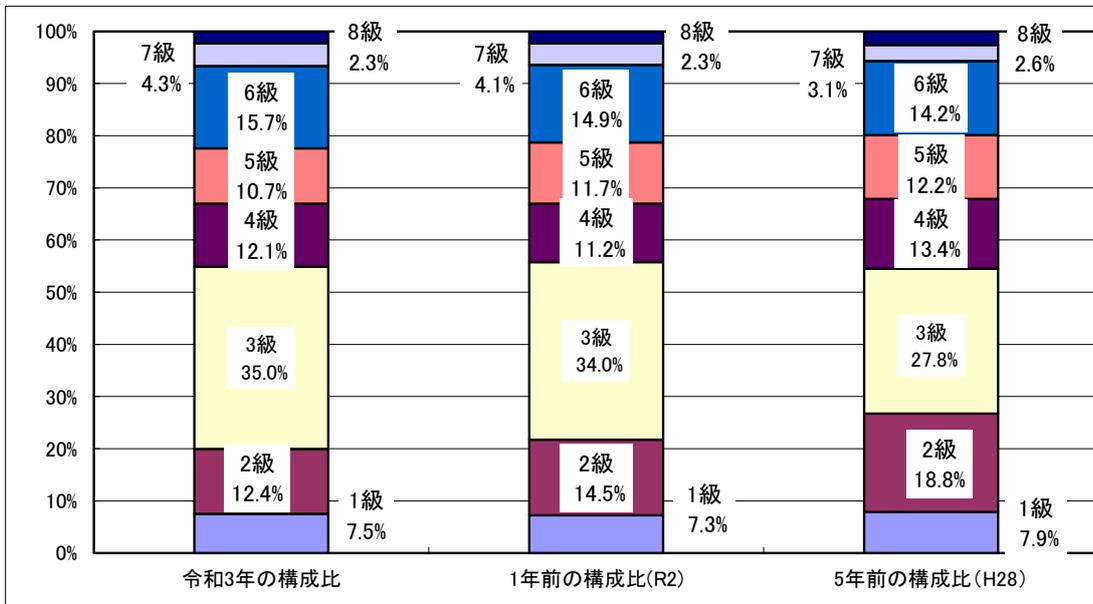
(令和3年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	前年	増減
8級	部長	12人	2.3%	13人	△1人
7級	次長	25人	4.3%	24人	1人
6級	課長	90人	15.7%	86人	4人
5級	係長 主査	61人	10.7%	68人	△7人
4級	係長 主査	69人	12.1%	65人	4人
3級	副主査 主任主事 主任技師	200人	35.0%	197人	3人
2級	主事 技師	71人	12.4%	84人	△13人
1級	主事補 技師補	43人	7.5%	42人	1人
合計		571人	100%	579人	△8人

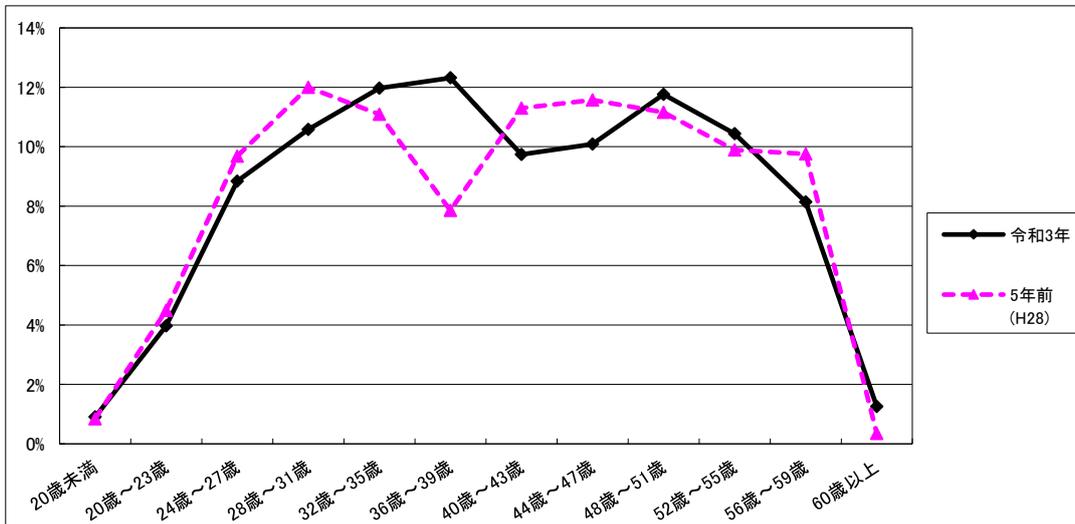
(注) ・習志野市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数
 ・標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

一般行政職の級別構成比

(各年4月1日現在)



⑤年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	13	57	127	152	172	177	140	145	169	150	117	18	1,437

(注)教育長を除く。

⑥定員管理計画の状況

令和2年4月1日 職員数	令和3年4月1日 職員数
1,437人	1,437人

2. 職員の人事評価の状況

(令和2年度)

区分	内容
評定期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
評定対象者	特別職を除く全職員
評定項目	能力評価、業績評価(フルタイムの会計年度任用職員を除く)

3. 職員の給与の状況

※別途「習志野市の給与・定員管理等について」においても公表します。(3月末公表予定)

①職員給与費の状況(公営企業等会計を含む全会計決算のうち正規職員に係る給与費)

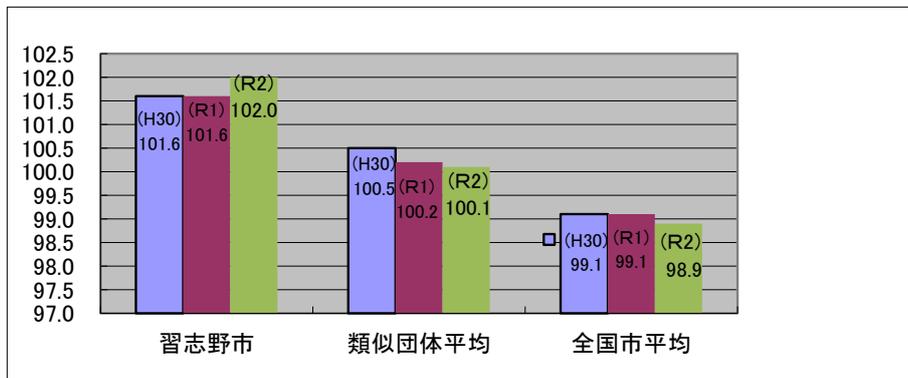
区分		職員数(A)	給与費				1人当たり 給与費(B/A)
			給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和2年度	正規職員	1,437人	5,235,972千円	1,741,864千円	2,332,009千円	9,309,845千円	6,479千円
	フルタイム会計年度任用職員	205人	452,519千円	87,358千円	107,744千円	647,621千円	3,159千円
	合計	1,642人	5,688,491千円	1,829,222千円	2,439,753千円	9,957,466千円	6,064千円
令和元年度	正規職員	1,437人	5,220,911千円	1,935,460千円	2,344,908千円	9,501,279千円	6,612千円

(注)・職員数及び給与費は、派遣職員、再任用短時間勤務職員、臨時的任用職員、パートタイム会計年度任用職員を除く。(会計年度任用職員制度は令和2年度より開始)

・職員数は、各年度4月1日現在の人数

・「職員手当」とは、扶養手当・通勤手当・住居手当等の各種手当(退職手当及び児童手当を除く)をいう。

②ラスパイレース指数の状況



(注)・ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

・類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレース指数を単純平均したものです。

・(参考値)は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

③職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

・一般行政職

(令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
習志野市	40歳6か月	314,748円	439,154円	384,068円
国	43歳0か月	325,827円	407,153円	—

(注)・「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均

・「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているもの。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため、国家公務員と同じベースで再計算したものと

・技能労務職

(令和3年4月1日現在)

区分	公務員				平均給与月額 (国ベース)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	
習志野市	54.2歳	59人	346,800円	421,137円	401,822円
うち清掃職員	52.0歳	17人	345,200円	445,012円	404,471円
うち給食調理員	54.5歳	11人	342,800円	400,900円	394,809円
うち用務員	57.5歳	9人	330,700円	384,544円	374,622円
うち自動車運転手	55.3歳	3人	371,000円	455,767円	441,000円
国	50.9歳	2,201人	286,947円	328,603円	—

区分	民間			参考 A/B
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
習志野市	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	46.2歳	300.1千円	1.48
うち給食調理員	調理士	43.4歳	270.6千円	1.48
うち用務員	用務員	55.9歳	207.9千円	1.85
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	60.4歳	217.1千円	2.10

・民間データは、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査のデータを使用(平成29年度～令和元年度の3か年平均)

・技能労務職の職種と民間の類似職種の比較では、本市が正規職員のみを対象としているのに対し、民間データは短期雇用のアルバイトや派遣職員等も含んでおり、経験年数、平均年齢、業務内容、雇用形態等が一致していないため、単純に比較することはできない。

・教育職

(令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
習志野市	40歳4か月	322,018円	416,449円	389,566円

④職員の初任給の状況

(令和3年4月1日現在)

区分	習志野市	千葉県	国	
一般行政職	大学卒	188,700円	188,700円	182,200円
	高校卒	154,900円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	152,800円	152,800円	—
高校教育職	大学卒	211,300円	211,300円	—

⑤職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和3年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
全職員	大学卒	272,750円	302,150円	—(※)円
	高校卒	231,150円	273,600円	—(※)円
一般行政職	大学卒	—(※)円	305,075円	—(※)円
	高校卒	222,000円	—(※)円	—(※)円
技能労務職	—(※)円	—(※)円	—(※)円	
教育職	大学卒	—(※)円	344,333円	363,267円

(※)該当する職員が0名又は1名のため表示しておりません。

⑥職員手当の状況

(1)期末・勤勉手当

習志野市	千葉県	国
【令和3年度支給割合】 期末手当 勤勉手当 6月期 1.275月分 0.95月分 (0.725月分) (0.45月分) 12月期 1.275月分 0.95月分 (0.725月分) (0.45月分) 計 2.55月分 1.9月分 (1.450月分) (0.9月分)	【令和3年度支給割合】 本市と同様	【令和3年度支給割合】 本市と同様
【加算措置の状況】 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	【加算措置の状況】 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	【加算措置の状況】 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2)退職手当

(令和3年4月1日現在)

区分	習志野市	国
退職手当	(支給率) 自己都合 勤奨・定年	(支給率) 自己都合 勤奨・定年
	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
	勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
	最高限度額 47.709月分 47.709月分	最高限度額 47.709月分 47.709月分
	その他の加算措置	その他の加算措置
	定年前早期退職特例措置 (2～30%加算)	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)
	1人当たりの平均支給額(令和2年度決算)	
	自己都合 2,451 千円	
	定年 18,823 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3)地域手当

地域手当	支給対象地域	支給率	支給対象職員	支給実績 (令和2年度決算)	支給対象職員1人 当たりの平均支給年額 (令和2年度決算)
令和3年4月1日 現在	全域	13% (国指定…15%)	1,642 人	776,897 千円	473,141 円

(4) 特殊勤務手当

(令和3年4月1日現在)

令和2年度決算	支給実績	21,282 千円
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	54,991 円
	職員全体に占める手当支給職員の割合	27.5 %
手当の種類 (手当数)		24
手当の名称	支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害出動手当	災害発生に係る措置及び復旧作業	1日につき 1,700円 ※企業局職員においては1回につき1,000円又は1,700円
消防業務手当	救急業務及び火災現場における消火作業等	1回につき 200～510円
薬剤散布作業手当	薬剤の散布作業	1日につき 250円
路上作業手当	道路の舗装及び補修作業	1日につき 200円
葬祭事業手当	葬祭業務	1件につき 450円
行旅死病人取扱手当	行旅死亡人及び行旅病人の処理又は収容の作業	1件につき 1,000～3,000円
し尿処理作業手当	し尿の収集、運搬作業及びし尿処理施設(終末処理場を含む。)でし尿の処理作業	1日につき 500円
ごみ処理作業手当	ごみの収集、運搬、処理作業及びごみ処理作業	1日につき 400円
下水処理作業手当	下水の管渠及び側溝の清掃作業	1日につき 350～400円
犬、ねこ等死体処理作業手当	犬、ねこその他動物の死体の処理作業	1回につき 200円
ケースワーカー手当	ケースワーカーとしての業務	1月につき 3,500円
整理手当	市税及び税外収入の滞納分の徴収又は滞納処分	1日につき 170～300円
用地交渉手当	公共用地取得のために行う交渉及び補償交渉	1日につき 100～120円
防疫手当	感染症の防疫作業	1日につき 300円
防疫等作業手当	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者がいる区域又はいた区域で、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を守るために緊急に行われた措置に係る作業	1日につき 3,000円～4,000円
施設管理者手当	法令又は条例、規則又は規程に定められた施設等の管理者	1月につき 1,500～2,000円 ※企業局職員においては1月につき1,500円～10,000円
教員特殊業務手当	教育職員が従事する非常災害時等の緊急業務	1日につき 1,800～8,000円
教育業務連絡指導手当	高等学校に勤務する職員が従事する教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言等	1日につき 200円
特殊作業手当	特殊作業機器の運転、操作及び掘削作業、パーポーリング作業	1日につき 400円
未納整理手当	ガス、水道の料金その他の収納金の未納分の徴収業務	1日につき 300円
供給停止手当	ガスの供給停止及び給水停止業務	1日につき 300円
交替勤務手当	交替勤務の第2直の勤務	1回につき 4,200円

(5) 時間外勤務手当

(企業局分含)

令和2年度 (決算)	支給実績	495,692 千円
	職員1人当たり平均支給年額(※)	407 千円
	支給実績職員1人当たり平均支給年額	465 千円
令和元年度 (決算)	支給実績	682,742 千円
	職員1人当たり平均支給年額(※)	553 千円
	支給実績職員1人当たり平均支給年額	643 千円

※職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、再任用短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当

(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度内容
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 (行政職7級以下) 6,500円 (行政職8級) 3,500円 ・子 10,000円 ・上記以外の扶養親族 (行政職7級以下) 6,500円 (行政職8級) 3,500円 ・16歳から22歳までの子等 1人につき 5,000円加算 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 (行政(一)7級以下) 6,500円 (行政(一)8級) 3,500円 (行政(一)9級以上) 0円 ・子 10,000円 ・上記以外の扶養親族 (行政(一)7級以下) 6,500円 (行政(一)8級) 3,500円 (行政(一)9級以上) 0円 ・16歳から22歳までの子等 1人につき 5,000円加算
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家の場合 (家賃16,000円を超える場合に限り) 家賃の額に応じ28,000円を限度に支給 	同じ	
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・電車、バスを利用する場合 交通機関が発行している最も長い通用期間の定期代相当額を全額支給 ・乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて 2,000円～38,400円を支給 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・電車、バスを利用する場合 交通機関が発行している最も長い通用期間の定期代相当額を支給 (1月当たり限度額55,000円) ・乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて 2,000円～31,600円を支給
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者等の住居から勤務先までの距離が60km以上の場合 23,000円 職員の住居から配偶者等の住居までの距離に応じて 6,000～45,000円を加算 	同じ	
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> 宿日直勤務を命ぜられた場合 勤務1回につき4,200～7,200円を支給 	同じ	
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 職制上の段階、職務の級等に応じて 定額を支給 	同じ	
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理職員が臨時又は緊急の必要により 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回につき4,000～12,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> 管理職員が臨時又は緊急の必要により 週休日又は休日に勤務した場合 勤務1回につき6,000～12,000円
義務教育等教員特別手当	<ul style="list-style-type: none"> 教育職員に対して、職務の級・号に応じて 2,000円～8,000円を支給 		

※行政(一)・・・一般職の職員に関する給与の法律別表第一、行政職俸給表(イ)行政職俸給表(一)

(7)特別職等の報酬等の状況

(特別職等の給料または報酬は、審議会の答申を受けて条例で定められています。)

(令和3年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	950,000円		
	副市長	810,000円		
	議長	540,000円		
報酬	副議長	500,000円		
	議員	480,000円		
	市長			
期末手当	副市長			
	議長	6月期 2.225月分		
	副議長	12月期 2.225月分		
	議員	計 4.45月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×45/100	20,520,000円	任期毎
		給料月額×在職月数×25/100	9,720,000円	任期毎

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①職員の勤務時間(標準的なもの)

(令和3年4月1日現在)

1週間あたりの勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時から13時まで

②休暇・休業の状況(件数等は令和2年1月1日～令和2年12月31日)

(1)正規職員

休暇の種類	内容等
年次休暇 (有給)	1の年につき20日間付与(前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年に繰越。また、年の途中で採用された者は当該年の在職期間に応じ付与) 平均取得日数 12.2日
療養休暇 (有給)	職員が、負傷又は疾病のため療養する必要がある場合に、90日(120日)を超えない範囲内で療養のため勤務をしないことがやむを得ないと認められる期間、取得することができる。 承認件数 288件
特別休暇 (有給)	ボランティア休暇(5日)、結婚休暇(7日)、分娩のための休暇(分娩日の前8週・後9週)、配偶者の出産休暇(3日)、忌引休暇(1～7日)、夏季休暇(8日)、人間ドック受診のための休暇(2日)等
看護休暇 (無給)	職員が、配偶者等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものを看護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、1の年につき180日を超えない期間、取得することができる。 承認件数 2件
組合休暇 (無給)	職員が、任命権者の承認を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合に、1の年につき30日を超えない範囲内で取得することができる。 承認件数 0件
育児休業 (無給)	職員が、3歳未満の子を養育するため、その子が3歳に達するまで、育児休業をすることができる。 承認件数 27件

(2)第2号会計年度任用職員

休暇の種類	内容等
年次休暇 (有給)	任用時に原則10日間付与(再度の任用時に経験年数に応じ付与日数は増。前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年に繰越。) 平均取得日数 13.8日
療養休暇 (有給)	職員が、負傷又は疾病のため療養する必要がある場合に、10日を超えない範囲内で療養のため勤務をしないことがやむを得ないと認められる期間、取得することができる。 承認件数 1件
特別休暇 (有給)	結婚休暇(5日)、分娩のための休暇(分娩日の前6週・後8週)、忌引休暇(1～5日)、夏季休暇(1～5日)等
看護休暇 (無給)	職員が、配偶者等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものを看護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、1の年につき180日を超えない期間、取得することができる。 承認件数 0件
育児休業 (無給)	職員は原則その子が1歳に達するまで、養育するために育児休業をすることができる。 承認件数 1件

5. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況

(令和2年度)

処分事由	降給	降任	休職	免職	合計
勤務成績がよくない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	41	0	41
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	41	0	41

(2)懲戒処分の状況

(令和2年度)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	0	1	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあったとき	0	0	3	0	3
合計	0	0	3	1	4

6. 職員のサービスの状況

(令和2年度)

区分	件数	主な内容
職務専念義務の免除	195	昇任等に係る選考試験受験等
営利企業等の従事許可	6	千葉県知事選挙など

7. 職員の退職管理の状況

①管理職員の退職後の再就職状況

(令和2年度末退職者)

公社等外郭団体	その他団体・企業	再任用職員	特別職等	その他(在宅等)	合計
1	1	7	0	2	11

※営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属する事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、またはしないように現職職員に働きかけることなどを禁止しています。また、管理監督の地位にあった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合は、離職した際の任命権者に再就職情報を届け出るよう義務付けています。

8. 職員の研修の状況

(1)職員研修の状況

(令和2年度)

①正規職員

研修区分	受講者数	研修内容
階層別研修	456	新規採用者、昇格者に対して各階層で必要とされる行政運営に関する研修
特別研修	584	政策形成基礎研修、女性職員研修、労務管理研修等
派遣研修	43	千葉県自治研修センター、市町村職員中央研修所等

②第2号会計年度任用職員

(令和2年度)

研修区分	受講者数	研修内容
階層別研修	21	会計年度任用職員研修
特別研修	18	障害者差別解消法対応研修、実務研修、手話研修

9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況 (令和2年度)

① 正規職員

区分	受診者数
定期健康診断	433
人間ドック	781

② 第2号会計年度任用職員

区分	受診者数
定期健康診断	83
人間ドック	96

(2) 公務災害補償の状況 (令和2年度)

① 正規職員

区分	認定件数
公務災害	7
通勤災害	4

② 第2号会計年度任用職員

区分	認定件数
公務災害	4
通勤災害	1

10. 職員の競争試験及び選考の状況

令和2年度は、採用試験を2回実施しました。詳細については以下のとおりです。

① 令和3年4月1日採用(全職種)

区 分		受験 申込者数(A)	第1次試験 受験者数	第1次試験 合格者数	第2次試験 合格者数	最終 合格者数(B)	採用者数	倍 率 (A/B)
事務職(A方式)	大卒	324	156	82	33	7	4	46.3
	短大卒	33	26	20	8	1	1	33.0
	高卒	48	40	29	14	6	4	8.0
事務職(B方式)	大卒	16	10	6	6	3	2	5.3
	短大卒	2	2	1	1	1	1	2.0
	高卒	2	2	2	2	1	1	2.0
事務職(社会福祉)	大卒	8	3	3	3	1	1	8.0
土木技術職	大卒	19	8	6	2	0	0	—
	短大卒	0	0	0	0	0	0	—
電気技術職	大卒	3	0	0	0	0	0	—
	短大卒	0	0	0	0	0	0	—
保健師	大卒	10	6	3	2	1	1	10.0
	短大卒	0	0	0	0	0	0	—
看護師	大卒	1	0	0	0	0	0	—
	短大卒	1	1	1	0	0	0	—
管理栄養士	大卒	21	16	15	5	3	2	7.0
	短大卒	2	1	1	0	0	0	—
保育士・幼稚園教諭	大卒	12	8	7	6	4	3	3.0
	短大卒	9	5	3	2	2	1	4.5
消防職	大卒	19	9	5	4	2	2	9.5
	短大卒	10	9	8	5	3	3	3.3
	高卒	4	4	3	2	2	2	2.0
事務職(民間企業等職務経験者)	—	76	59	27	5	1	0	76.0
土木技術職(民間企業等職務経験者)	—	7	5	5	2	1	0	7.0
電気技術職(民間企業等職務経験者)	—	0	0	0	0	0	0	—
管理栄養士(民間企業等職務経験者)	—	11	9	5	2	0	0	—
保育士・幼稚園教諭(民間企業等職務経験者)	—	12	11	9	4	3	2	4.0
事務職(障がい者対象)	高卒	33	20	4	3	1	1	33.0
合 計		683	410	245	111	43	31	15.9

※最終合格者には、補欠合格者を含む。

②令和3年4月1日採用第2回(全職種)

区 分		受験 申込者数 (A)	第1次試験 受験者数	第1次試験 合格者数	第2次試験 合格者数	最終 合格者数 (B)	採用者数	倍 率 (A/B)
事務職 (A方式)	大卒	71	41	13	4	2	2	35.5
	短大卒	23	17	8	3	2	2	11.5
	高卒	17	14	9	3	0	0	—
事務職 (B方式)	大卒	8	8	3	1	1	1	8.0
	短大卒	1	1	1	1	0	0	—
	高卒	1	1	1	1	1	1	1.0
土木技術職	大卒	5	3	3	2	1	1	5.0
保健師	大卒	4	3	3	3	2	2	2.0
保育士・幼稚園教諭	大卒	2	2	2	1	1	1	2.0
	短大卒	2	2	0	0	0	0	—
消防職	大卒	24	17	7	1	0	0	—
	短大卒	17	10	4	0	0	0	—
	高卒	23	19	10	4	2	1	11.5
事務職(民間企業等職務経験者)	—	98	79	1	1	0	0	—
土木技術職(民間企業等職務経験者)	—	2	1	1	1	1	1	2.0
電気技術職(民間企業等職務経験者)	—	4	1	1	1	0	0	—
保育士・幼稚園教諭(民間企業等職務経験者)	—	5	5	4	1	0	0	—
合 計		307	224	71	28	13	12	23.6

11. 千葉県市町村公平委員会の業務の状況

(令和2年度)

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	1
不利益処分に関する不服申立ての状況	0